

自治体業務・政策研究委員会報告 これまでの取組

2017.10.20フォーラム IN 岸和田市

「障害者差別解消法と自治体手話通訳者のしごと」

ろう者の暮らしを見据えた手話通訳業務を掲げ

一般社団法人 全国手話通訳問題研究会（1974年設立）

○会員数： 10,531人(2016年度)

全都道府県に支部があり、手話の学習や研究、地域での活動を行っている。

○目的：手話及び手話通訳、ならびに聴覚障害者問題についての学習・研究活動を行い、手話に関わる人々の組織化を図るとともに、財団法人全日本ろうあ連盟の運動をはじめとする聴覚障害者運動と連帯し、もって聴覚障害者福祉と手話通訳者の社会的地位の向上を目指すことを目的とする。

「自治体業務・政策研究委員会」の始まり

設立： 2007年度

趣旨：自治体職員の会員を中心に、自治体における
手話通訳のあり方や政策について検討・研究する。

構成メンバー：地方自治体職員(市職員)7名

活動内容

- 1 自治体に雇用されている手話通訳業務に関する提言
- 2 ホームページでの情報提供
 - ・自治体手話通訳者の採用情報
 - ・意思疎通支援事業に関するQA
- 3 手話通訳を雇用している先進地への取材
ホームページ、機関誌に掲載
- 4 フォーラム「自治体手話通訳者のしごと」毎年開催
- 5 自治体における正規職員の採用状況調べ

フォーラム開催地

手話通訳者の雇用を積極的に採用し、先進的な施策展開を行っている自治体にて開催

- | | | |
|------------|----------|----------------|
| 2012年(H24) | 石川県金沢市 | ※総合支援法 |
| 2013年(H25) | 福島県会津若松市 | ※意思疎通支援事業モデル要綱 |
| 2014年(H26) | 京都府亀岡市 | |
| 2015年(H27) | 千葉県習志野市 | ※差別解消法、手話言語条例 |
| 2016年(H28) | 兵庫県明石市 | |

「※」は、その年の参加者で共有した法、制度

自治体の取組と、施策展開、 そして最新情報を届けるフォーラムに

他の自治体は

業務として

自治体
施策

法、制度

自治体
手話通訳者
のしごと

当事者
ニーズ
提案

何をしてる?

何ができる?

手話通訳業
務実践・研究

当事者のニーズが行政施策に 手話通訳者の正職員採用と施策展開

第1回 2012年 石川県金沢市

テーマ「総合支援法における自治体手話通訳者のしごと」

- 基調講演

「手話通訳者採用の経緯と自治体に期待すること」

石川県聴覚障害者センター施設長 北野雅子氏

- パネラー

県行政管理職(石川県健康福祉部障害保健福祉課課長)

情報提供施設長(石川県聴覚障害者センター施設長)

行政管理職(会津若松市社会福祉課課長)

厚生労働省(社会・援護局保健福祉部企画課自立支援振興室情報支援専門官)

業務は障害福祉施策の担当から 障害者のケースワークまで

第2回 2013年 福島県会津若松市

テーマ「自治体手話通訳者のしごと」

- ・基調講演

「会津若松市における手話通訳者の現状と課題」

会津若松市健康福祉部長 斎藤 勝氏

- ・パネラー

市行政管理職(会津若松市健康福祉部長)

市手話通訳者(和歌山県岩出市生活福祉部福祉課課長補佐)

市手話通訳者(石川県白山市健康福祉部障害福祉課主査)

- ・行政説明・コメンテーター

厚生労働省(社会・援護局保健福祉部企画課自立支援振興室情報支援専門官)

障害当事者の要望に応える行政 権利擁護としての手話通訳業務

第3回 2014年 京都府亀岡市

テーマ「総合支援法における自治体手話通訳者のしごと」

・基調講演

「亀岡市における手話通訳者の現状と課題」

亀岡市健康福祉部障害福祉課長 中村 雄一氏

・パネラー

市行政管理職(亀岡市健康福祉部障害福祉課長)

市手話通訳者(紀の川市保健福祉部福祉課係長)

市手話通訳者(茨木市健康福祉部障害福祉課係長・全通研理事)

・行政説明・コメンテーター

厚生労働省(社会・援護局保健福祉部企画課自立支援振興室情報支援専門官)

不当な差別の禁止と合理的配慮 情報・コミュニケーション施策展開

第4回 2015年 千葉県習志野市

テーマ「障害者差別解消法における自治体手話通訳者のしごと」

- ・基調講演

「習志野市における手話通訳者の現状と課題」

習志野市保健福祉部長 眞殿 弘一氏

- ・パネラー

県情報提供施設(千葉県聴覚障害者センター所長)

市行政管理職(習志野市保健福祉部長)

実践・研究(全国手話通訳問題研究会理事・業務政策委員会)

- ・行政説明

内閣府(政務政策統括官(共生社会政策担当)付障害者施策担当)

手話言語条例と障害者施策を 市の取り組みとして

第5回 2016年 兵庫県明石市

テーマ「障害者差別解消法と自治体手話通訳者のしごと」

- 基調講演

「**明石市における障害者施策の現状と課題**」 明石市長 泉 房穂氏

- 講演

市行政職員(明石市福祉部福祉総務課)

「手話言語・障害者コミュニケーション条例と障害者配慮条例に
基づく取り組みについて」

「雇用された手話通訳者の業務等について」

市議会議員(明石市議会議員) 「市会議員としての活動、情報保障について」
実践・研究 (全国手話通訳問題研究会副会長)

「全通研が目指す手話通訳制度のあり方について」

- 行政説明

厚生労働省(障害保険福祉部企画課自立支援振興室情報・意思疎通支援係長)

例⇒2017年

明石市の雇用された手話通訳者から

【自治体手話通訳者の役割】

- ①「聴覚障害＝聞こえない、聞こえにくいこと」を理解し、日常生活を豊かにするためのサポート
- ② 市民と行政をつなぐ
 - 自分が暮らしている地域の情報、行政情報の窓口
→ わかりやすい情報発信、相談支援体制の充実
 - 手続きや意見の表明、職員とのやりとりを他の市民と同様に行える環境づくり → 本人が望むコミュニケーション方法の確認と、積み重ねにより相互の理解を深める努力
- ③ 市民と地域をつなぐ
 - 情報保障体制の充実 → 手話通訳者、要約筆記者の養成、派遣地域の社会資源との連携 → 手話サークル、ろうあ協会、社会福祉協議会、自治会や他の障害者団体等と交流し、地域の取組みを進める
 - コミュニケーションの輪を広げる → 小学校手話体験教室、出前講座等

開催地の共通した状況

- ①手話通訳者は正職員。
- ②複数の手話通訳者の採用。
- ③障害福祉担当課に専門職として配置。
 - ・長く配置されている中で、業務の確立。
 - ・自治体の障害福祉施策の課程を掌握している。
- ③障害福祉施策の行政説明の当事者となっている。
- ④当事者団体のニーズを市行政施策につなげている。
- ⑤当事者団体から要望が毎年ある。
- ⑥行政管理職が手話通訳者のしごとを説明できる。
- ⑦手話通訳者以外の行政職員が手話通訳者のしごとを説明できる。
- ⑧トップの強い思いがある。

自治体の手話通訳者のしごと 各々の自治体で

- 手話通訳
- 相談
- ケースワーク
- 情報発信
- 理解啓発
- 地域ネットワークづくり
- 権利擁護
- 人材養成
- 庁舎内のバリアフリー
など

自治体
施策

★専門性を持つ
⇒社会的地位の向上

自治体

手話通訳者
のしごと

当事者
ニーズ
提案

法、制度

手話通訳業
務実践・研究

ろう者の暮らし、法、制度を見据えた
取り組みの中で生まれる業務